

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例

（設置）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、湖北広域行政事務センターが、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の定めにより実施する新一般廃棄物処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）において、本事業の民間事業者選定に係る公平性、透明性を確保するため、湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）民間事業者の選定方法に関すること。
- （2）実施方針の策定に関すること。
- （3）特定事業の選定に関すること。
- （4）募集要項等の策定に関すること。
- （5）選定基準の策定に関すること。
- （6）民間事業者による提案書類の審査及び選定に関すること。
- （7）その他本事業の実施に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）関係行政機関の代表者
- （3）その他管理者が必要と認める者

3 前項第1号に掲げる委員は2人以上とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、PFI法第11条の規定に基づく客観的な評価の公表日までとする。

2 委員に欠員が生じ、委員を補充する場合は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員の責務）

第7条 委員は、公正かつ公平に審議を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、利害関係のある事案については、当該事案に関する第2条各号に規定する審議に参加することができない。

3 委員は、直接又は間接を問わず、審議事項に関する民間事業者の提案に参画してはならない。

（関係者の出席等）

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くほか、必要な資料の提出又はその他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、施設整備課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、委員会の任期が終了した日限り、その効力を失う。

（会議の招集の特例）

3 この条例の施行後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。